

評価の方法

1 評価の手法

(第1回会議 資料3 3ページ)

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための3密対策など、「新しい生活様式」が求められている中での実現可能な手法が必要

(第2回会議 委員意見)

- A案（直接説明後評定方式）は新型コロナウイルス対策が課題であるが、実施可能であればA案が良いという意見で一致したと思う。A案を前提に、次回懇話会までに、事務局の方で、必要経費を含めた詳細な制度設計を行い、課題についても整理してもらいたい。
- 市民が評価するに当たり、市長が作成する業績説明資料について、第三者の客観的な視点での確認が必要と考える。
- 評価者を単純無作為抽出とするか、層化別抽出とするかなども検討の余地がある。



A案（直接説明後評定方式）を前提とし、必要経費や業績説明資料等を含めた詳細な制度設計を行う。

(1) A案（直接説明後評定方式）の概要

評価方式	無作為抽出により選ばれた市民が直接評定
評価プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ① 市長は、業績説明資料を作成 ② 評価者を一堂に集め、市長が、業績説明資料に基づき、プレゼンを実施 ③ 評価者は、その場で評定を行い、結果を記載した評定票を提出 ④ 評定の集計結果に基づき、退職手当の支給率（額）を決定
条例の性格と制定時期	評価の手續や基準を規定する条例を評価プロセス前に制定

(2) 個別事項の検討

① 評価者の選定方法

ア 呉市長の選挙権を有する者から，無作為で抽出する。

無作為抽出の方法は，次の2通りが考えられる。

(ア) 単純無作為抽出

抽出対象となる母集団全体から，無作為で抽出する方法

(イ) 層化別抽出

抽出対象となる母集団を，男女別や年代別など小集団に細分化し，小集団ごとに抽出する方法

イ アにより抽出された者に対し，市民評価への参加の意向確認を行い，本人同意が得られた者を評価者とする。

ウ 呉市の公務員（市職員，市議会議員等）は，評価者になることができないものとする。

② 評価者の人数

ア 市民全体の評価分布との乖離を防ぐために必要となる評価者数

呉市（人口 220,342人 令和2年4月1日時点）において，回答比率0.5，標本誤差5%ポイント，信頼水準95%とした場合に，必要となる評価者の数は384人とされている。

※出典：総務省統計局ウェブサイト 「なるほど統計学園高等部」

イ 呉市での最近の抽出調査における回収率の事例

呉市が実施した「令和元年度呉市民意識調査」における回収率は約39%（標本数 4,000人，有効回収数 1,577人）となっている。



十分な評価者の人数を確保するために必要となる無作為抽出者の人数

$$384人 \div 0.39 \doteq 985人 \text{（上記イの回収率で試算）}$$

無作為抽出者には，一定程度のバッファを確保することが望ましい

$$985人 \times 1.5 \doteq 1,500人 \text{（必要数の1.5倍）}$$

③ 業績説明資料についての客観性の確保

市民評価の対象となる業績説明資料に掲載する事業等について、恣意的に市長に都合の良い事業等ばかりを選択することのないように、外部委員による業績説明資料の内容確認を実施する必要がある。

※業績説明資料の内容の検討は後述する。（「4 業績説明資料のイメージ」に記載。）

④ 想定される必要経費（概算）

①から③までの個別事項を踏まえると、A案（直接説明後評定方式）を実施するにあたっては、次の表のと通りの必要経費が想定される。

項 目	金額（千円）	備 考
無作為抽出者への参加意向確認	300	1,500人
評価者の交通費	360	600人（参加率40%）
業績評価資料等の印刷，郵送料	340	
呉市長退職金市民評価会議（仮称） 会場借上料	0	呉市の施設を使用
外部委員謝礼等	100	業績評価資料，評定結果等 確認
呉市長退職金市民評価制度検討懇 話会開催経費	400	謝礼，交通費等
必要経費 計	1,500	

2 評価の時期

(第1回会議 委員意見)

- 市民評価の導入に当たっては、制度設計上、退職手当の場合は任期末となると選挙時期や選挙後任期満了までの間で評価するののかという問題があり、注意深く行わなければならない。

(第2回会議 委員意見)

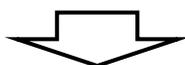
- 市長選挙前や市長選挙中に評価を実施すると、業績説明資料は、市長の業績をアピールする資料となり得るため、その評価結果自体が選挙に影響を与える恐れがある。このため、選挙終了後から退職手当を給付するまでの期間に実施しなければならないと考える。

【参 考】 前回（平成29年）市長選挙の日程

告 示	平成29年11月 5日
投 開 票	平成29年11月12日
任 期 満 了	平成29年11月18日

※公職選挙法第33条の規定により市長選挙は任期満了前日の30日以内に執行することとされているが、呉市長の任期（11/18）と広島県知事の任期（11/28）が10日しか変わらないことから、近年、呉市長選挙と広島県知事選挙は同日選挙となっている。この場合、公職選挙法第119条の規定により同日選挙にするかどうか、また何日の投開票にするかは、広島県選挙管理委員会の決定事項となっている。

※公職選挙法第143条の規定により、任期満了日の6月前から、当該選挙に係る政治活動用ポスターの掲示は禁止される。



- ・ ①市長選挙終了後から退職手当を給付するまでの期間または、②任期満了日の6月以上前に、評価を実施する必要がある。
 - ・ 任期満了日に近い時期の方が、任期全体の業績に基づく評価が可能となるため、①の時期に評価を実施することが望ましいと考えられる。
- ※退職手当の支給時期：退職した日から起算して1月以内

(1) 評価スケジュール（想定）

時 期	項 目	内 容 等
10月上旬	評価者の選定	・無作為抽出した市民に対し、市民評価への参加依頼を送付し、参加の意向確認
10月下旬まで	業績説明資料の作成	・業績説明資料への掲載事業の選択について、客観性を持たせるため、外部委員による内容確認を実施
11月上旬	市長選挙告示	
11月中旬	市長選挙投開票	
市長選挙終了後 速やかに	評価者へ業績説明資料を送付	
	呉市長退職金市民評価会議（仮称）の開催	・市長が評価者に対し、業績説明資料をプレゼン ・評価者はその場で評定を行い、評定票を提出
11月18日	市長任期満了	
11月下旬	評定結果の集計、退職手当支給率（額）の決定	・評価者の評定結果を集計し、成績率を決定し、退職手当支給率（額）案を作成 ・評価の公正性確保のため、外部委員による審査を実施
12月上旬	市長退職手当の支給	・任期満了から1月以内

(2) スケジュールを検討する上での課題

- ① 市長選挙終了から、退職手当支給（任期満了日から1月以内）までの非常にタイトなスケジュールで市民評価を実施する必要がある。
⇒ 実現可能なスケジュールか否か
- ② ①のスケジュールの実現が困難な場合は、任期途中になるが、②任期満了の6月以上前の時期での市民評価の実施も検討する必要がある。

(参考)

◆呉市特別職員退職手当支給条例（昭和33年条例第33号）

（退職手当の支払方法等）

第4条 退職手当の支払方法，支給制限等については，退職手当条例第2条の2から第2条の4まで及び第15条から第22条までの規定を準用する。

2 特別職員が，退職等の後，引き続き他の地方公務員等となった場合において，その者の特別職員としての在職期間が，他の地方公務員等に対する退職手当に関する規定により他の地方公務員等としての勤続期間に通算されることと定められているときは，退職手当は支給しない。

◆呉市職員退職手当支給条例（昭和38年条例第15号）

（退職手当の支払）

第2条の4 この条例の規定による退職手当は，この条例の規定によりその支給を受けるべき者の同意を得た場合には，地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の規定により指定した金融機関を支払人とする小切手を振り出す方法により支払うことができる。

2 次条及び第8条の5の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第13条の規定による退職手当は，職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし，死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は，この限りでない。

3 評定の方法

(第2回会議 委員意見)

- 減額ありきではなく，市長の政策を評価するのであれば，優れた業績をプラス評価できるように，標準的な業績をB評定とする案が良いと考える。
- 一定以上の評定結果であれば成績率を最高値とし，成績率が最高値とならない場合は，一定幅の評定結果に対して同一の成績率を設定することを前提としたい。また，評価が恣意的にならないように客観性を担保した資料について，次回懇話会までにイメージを共有できるようなものを作成するようにしたい。

1 呉市長退職金市民評価制度 評価基準（イメージ）

項目	内容等
事業又は項目	評価の対象となる事業又は項目 選挙時の公約等から市長が抽出
目的	事業又は項目の目的（又は公約内容）
進捗状況・成果	目的に対する達成状況
評定	A B Cの3段階評定

2 評定の各段階の考え方（標準的な業績をB評定とする）

評定	考え方
A	優れた業績をあげた
B	概ね標準的な業績をあげた
C	十分な業績をあげていない

3 評定の集計結果と成績率（イメージ）

各評価者の評定をA：15点，B：10点，C：5点として集計し平均点を算出

評定の集計結果	成績率
9点以上	100%
8点以上9点未満	75%
7点以上8点未満	50%
6点以上7点未満	25%
6点未満	0%

4 業績説明資料のイメージ

(1) 事業又は項目

- ① 市長が市長選挙時に市民に提示した項目
- ② 市長就任後に発生した政策課題

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興，新型コロナウイルス対策等

(2) 目的

(1) の目的を記載する。

(3) 進捗状況・成果

市長の任期中に実施した(2)の目的達成に資する主な事業等について，予算額または決算額を記載する。

(記載する事業等の例)

- ・第4次呉市長期総合計画後期基本計画（計画期間：平成28年度から令和2年度まで）に掲げる重点プロジェクト事業
- ・第5次呉市長期総合計画前期基本計画（計画期間：令和3年度から令和7年度まで，現在策定中）の構成事業集

(4) 自己評価のプロセス

- ① 事業又は項目単位での評価を行う。
- ② ①の評価結果を参考に，総合評価を行う。
- ③ 総合評価に基づき点数を付与する。（事業又は項目単位での配点を行わない。）
- ④ 業績説明資料の客観性を確保するため，外部委員による内容確認を行う。